

# 税のはなし

今月の  
 ◎夜間納税相談日 11月17日(月) 午後5時30分～午後8時  
 ◎休日納税相談日 11月30日(日) 午前9時～午後5時  
 お気軽にご相談ください

## 給与所得者と年末調整について

給与所得者の方については、通常、その年最後の給料または賞与が支払われる際に、源泉徴収された所得税の合計額と、1年間の給与総額に対する年税額との過不足額の精算が行われるため、大部分の方が確定申告をする必要がありません。この清算手続きは年末に行われることから「年末調整」と呼ばれており、この「年末調整」により所得税が納め過ぎの場合には還付され、不足の場合には徴収されることとなります。

各事業所の担当者や個人事業者の方々はもとより、給与所得者ご本人もその内容をしっかりとご理解いただき、正しく計算してもらえなく控除を受けてください。

**【平成26年分 年末調整等説明会】**  
 日時：平成26年11月17日(月) 午前10時より  
 場所：京極町生涯学習センター 湧学館 視聴覚室

### ③ 配偶者控除と扶養控除

年の途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」の提出が必要です。

控除の種類		控除額 (所得控除)
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円
	老人控除対象配偶者	48万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老親等	58万円

(注)  
 ①老人控除対象配偶者とは年齢70歳以上の人(昭和20年1月1日以前に生まれた人)をいいます。  
 ②特定扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成4年1月2日から平成8年1月1日までの間に生まれた人)をいいます。  
 ③老人扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和20年1月1日以前に生まれた人)をいいます。



### ④ 障害者等の控除

年の途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」の提出が必要です。

控除の種類		控除額 (所得控除)
障害者控除 (本人、控除対象配偶者、扶養親族)	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
寡婦控除 (本人のみ)	一般の寡婦	27万円
	特別の寡婦	35万円
寡夫控除 (本人のみ)		27万円
勤労学生控除 (本人のみ)		27万円



(注) 扶養親族とは、所得者と生計を一にする親族(いわゆる里子や養護老人も含まれます。)で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

### ⑤ 配偶者特別控除 この控除を受けるためには「配偶者特別控除申告書」の提出が必要です。

給与の支払を受ける人(所得者本人)の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超、76万円未満(所得が給与所得のみである場合には、給与収入金額が103万円超141万円未満)の場合にはその金額に応じて最高38万円が控除されます。



### ⑥ 各種の保険料控除

これらの控除を受けるためには「保険料控除申告書」の提出が必要です。

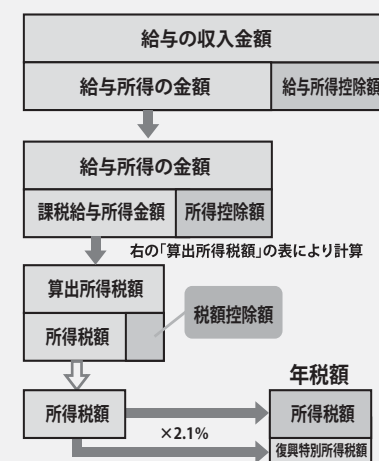
控除の種類		控除額 (所得控除)			
社会保険料控除		支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除		支払った掛金の全額			
生命保険料控除	保険等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合	
	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円	
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円	
	介護医療保険料	—	最高4万円	—	
	合計適用限度額	最高12万円			
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円			
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5千円			
	両方がある場合	最高5万円			



(注) 旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等、新契約とは平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。

### ① 給与所得と所得税のしくみ

#### ■ 給与所得の所得税及び復興特別所得税の計算のしくみ



いろいろな控除が差し引かれた上で所得税が課されます。

給与所得控除額 (例)		税率【税額 = (A) × (B) - (C)】		
給与の収入金額	給与所得控除額	課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)
200万円	78万円	195万円以下の場合	5%	—
300万円	108万円	330万円以下の場合	10%	97,500円
400万円	134万円	695万円以下の場合	20%	427,500円
500万円	154万円	900万円以下の場合	23%	636,000円
600万円	174万円	1,800万円以下の場合	33%	1,536,000円
		1,800万円を超える場合	40%	2,796,000円

●給与所得者の給与の収入金額から給与所得控除額が差し引かれます。この給与所得控除額は、給与所得者の必要経費的な要素を持っています。  
 ●課税給与所得金額が1,717万円(給与の収入金額が2,000万円)を超える場合は、年末調整の対象となりません。

※平成25年分の所得税から復興特別所得税が導入されています。

### ② 控除の対象となる人

- 配偶者控除や扶養控除の対象となるのは、給与の支払を受ける人(所得者本人)と生計を一にする配偶者や年齢16歳以上の親族(いわゆる里子や養護老人も含まれます。)のうち、合計所得金額が38万円以下の人です。
- 給与所得だけの人は、その年中の給与の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額は38万円以下となります。

(注) 上記の合計所得金額には、遺族年金などの非課税所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当などは含まれません。